

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方に係る答申案について

知事から滋賀県税制審議会への諮問（令和7年6月26日）

滋 税 第 2 6 0 号
令和7年(2025年)6月26日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について(諮問)

令和2年7月17日に諮問しました「滋賀にふさわしい税制のあり方」において、貴審議会からは、「地域公共交通を支えるための税制」について、「子どもから高齢者まで、また障害のある方もない方も、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみんなで支えるべきものである」とした上で、「その導入可能性を検討していくべきである」との答申（以下、「令和3年4月答申」という。）をいただきました。

また、令和3年4月答申を受け、地域公共交通を支えるための施策実施に向けた財源確保の一つの手段としての新たな税制について、その導入へ向けた議論を前に進めるため、令和3年11月19日に「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性」について諮問したところ、「地域公共交通の維持・充実は、地域の暮らし全般を支える基礎的なニーズであると同時に、単にその利用者のみならず、県全体の社会・経済の基盤であり、産業や観光の振興にもつながるものであることを踏まえて、」『滋賀交通ビジョン』の見直しと並行して、『地域公共交通を支えるための税制』の導入に向けて、県民とも議論を行い、新たな税制を設けることに具体的に挑戦する」べきであるとの答申（以下、「令和4年4月答申」という。）をいただきました。

その後、令和4年4月答申を踏まえ、「滋賀地域交通ビジョン」や「滋賀地域交通計画」の策定過程において、目指す地域交通の姿やその実現に必要な施策と財源のあり方について、県民との対話を重ねる中で、導入に向けて挑戦している新たな税制で支えたいものは、地域公共交通そのものというよりも、それらの手段により不自由なく移動ができることによるみんなの豊かな暮らしであるとの認識に至ったところです。

つきましては、今年度中に「滋賀地域交通計画」を策定することを目指し、施策の議論と、新たな税制を含めた財源のあり方の議論をより深めるため、下記の点を中心に、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) みんなの移動を支え、暮らしを豊かにするため、施策に要する費用の一部を賄う安定的な財源としての「新たな税」のあり方について

前 文

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について（答申）

令和7月6月26日付け滋税第260号で当審議会に諮問されたみんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について、下記のとおり答申します。

記

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税について、当審議会は、「地域公共交通を支えるための税制」として、令和3年4月21日に答申した「滋賀にふさわしい税制のあり方について」において、その導入可能性を検討していくべきと提言し、また、令和4年4月21日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」において、滋賀交通ビジョンの見直しと並行して、県民とも議論を行い、その導入に具体的に挑戦すべきと提言したところである。

貴県では、これらの答申を踏まえ、目指すべき地域交通の姿とその実現に必要な財源を巡る議論を県民と重ねてきた。

そして、令和6年3月には滋賀地域交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」を、2040年代を見据えた目指す地域交通の姿として描かれ、また、現在は、ビジョンの実現に向け、県民、交通事業者、市町と議論を重ねながら、より利便性が高くかつ効率的で、地域に最適化した地域交通ネットワークを具体化するための施策と、その施策の実施に必要な財源のあり方等をまとめた滋賀地域交通計画（以下「計画」という。）の策定に取り組んでいるところである。

以下、今後、貴県がビジョンを実現するための具体的な施策と新たな税の制度の検討を進めるにあたって留意すべき点等について、当審議会の考えを述べる。

本文

1 計画やそこに盛り込まれる施策は、ビジョンで掲げた目指すべき滋賀の地域交通の姿と整合し、滋賀の地域交通を巡る課題の解決、ひいては県民の望む暮らし方の実現につながるものでなければならない。

2 利便性の高い地域交通が存在することによる便益は、まちのにぎわい創出やCO2排出量の削減、子どもの送迎負担の軽減、高齢者の社会参加の促進、健康の増進、渋滞の緩和など幅広く、単に利用者のみが受益するものではなく、どの世代にも便益が及び、社会全体の価値の向上に貢献する。

したがって、その受益を一人一人の県民が認識できるよう、地域ごとに便益を言語化し、県民に分かりやすく提示する必要がある。また、その便益は個人に留まらず、従業員の確保や誘客の促進など、県内企業にも及ぶと考えられることから、特に経済的な観点踏まえた地域交通の充実から見た便益についても説明が求められる。

3 新たな税の用途については、新たな負担に対応する受益を明確化するため、県民が実現したい暮らし方と整合しつつ、地域の実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましい。

また、納税者の理解を深めるため、新たな税を導入したことにより、どのような政策的効果が発揮されたのか、定量的に検証するための仕組みづくりを進めることが必要である。

- 4 新たな税を既存税目への超過課税方式とする場合の税目ごとの論点は、令和4年4月21日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」のとおりであり、施策の受益者やその効果を踏まえて検討することが必要である。なお、当審議会では、広域的な交通圏を考慮する必要性から、県税を基本として新たな税のあり方を検討しているが、市町がより高次の地域交通の施策を必要とする場合は、市町が自らの課税自主権を活用することも考えられる。

- 5 貴県では、すでに琵琶湖森林づくり県民税および法人県民税法人税割で超過課税を実施している。今後、県民や法人に新たな税負担を求めるのであれば、税の負担感が社会課題となっている昨今の社会情勢や、他の都道府県での超過課税の状況も踏まえて、現行の超過課税も含めて過度な税負担となっていないか検討するとともに、新たな税負担について広く理解が得られるよう、税負担に見合う便益があることを情報発信するべきである。

- 6 地域交通の危機は全国的な課題であり、交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域公共交通のリ・デザイン」の取組が進められているところ。
貴県が、ビジョンの実現に取り組むにあたっては、こうした動きと協調しつつ、国の財源も活用しながら進めていくことが必要である。